

償却資産(固定資産税)の申告はお済みですか?

申告は令和8年2月2日まで

Q1

償却資産の対象になるものは何ですか？

A

1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している構築物、機械、器具、備品などの資産です。

※車両（自動車税、軽自動車税が課税されるもの）は含まれません。

償却資産の対象となるもの（例）

製造業



- ・プレス機
- ・金型
- ・梱包機
- ・製造設備
- など

理容業
・
美容業



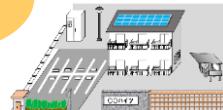
- ・理・美容椅子
- ・洗面設備
- ・タオル蒸し器
- ・サインポール
- など

小売店



- ・商品陳列ケース
- ・冷蔵庫
- ・自動販売機
- ・冷蔵ストッカー
- など

共同住宅



- ・駐車場舗装
- ・植栽
- ・太陽光発電設備
- ・フェンス
- など

※ ご注意ください

- ・国税の申告の際に、償却済み(残存簿価が1円)となっている資産であっても、申告が必要です。
- ・少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度により取得した資産についても、償却資産の申告が必要です。
- ・自己所有ではない賃借物件であっても、テナントが建物に内装を施した場合は、償却資産としての申告が必要です。

詳しくは市ホームページ「固定資産税（償却資産）申告のご案内」をご覧ください。

Q2

申告はどのようにすればよいですか？

当市からお送りする申告書または電子申告（eLTAX）を利用して申告してください。

*過去に申告された方には原則として当市から申告書を送付します。

*申告書をお持ちでない方（電子申告（eLTAX）を利用されない方）は当市HPから申告書をダウンロードできます。

*インターネット環境のない方は、郵送または窓口で申告用紙を渡しますので税務課までご連絡ください。

償却資産の所有者には、法令により申告する義務があります！

※未申告には過料が、虚偽申告には懲役または罰金が科せられることがあります。

固定資産税(償却資産)の申告は、電子申告(eLTAX)が大変便利!!



eLTAXを利用するところこんなに便利！

- ✓ 市役所に出向く必要がありません。また、郵送料も不要です。
- ✓ 複数の地方公共団体にまとめて一度に送信できます。
- ✓ 無料ソフトのPCdesk(DL版)のほか、eLTAX対応の市販の税務・会計ソフトで作成した申告データをご利用いただけます。

ステップ1

eLTAXホームページ(PCdesk(WEB版))で、利用者IDを取得します。
※ すでに利用者IDをお持ちの場合は、スキップしてください。

ステップ2

PCdeskからeLTAX対応ソフト(無料)をダウンロードします。

ステップ3

申告データを作成します。
【申告区分】増加資産／減少資産申告 修正増加資産／減少資産申告
全資産申告(電算処理分) 修正全資産申告(電算処理分)

ステップ4

電子証明書を使って、電子署名を行います。
※ 税理士に依頼されている場合は、納税者の電子証明書は不要です。

ステップ5

申告データを送信してください。

問い合わせ先

大和高田市 税務課 税務グループ（固定資産税担当）

〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4

☎ 0745-22-1101 (内線2242・2243)

※ 過年度の申告について

- 一度も申告書を出したことがない方については、過去の申告書の提出も必要となります（最大5年間）。
- 過年度の申告において、申告漏れ等が新たに判明した場合は、問い合わせ先までご連絡ください。